

1969

Contract Interpretation and the Uniform Commercial Code (UCC ni okeru Keiyaku no Kaishaku)

Whitmore Gray

University of Michigan Law School, wgray@umich.edu

Follow this and additional works at: <http://repository.law.umich.edu/articles>

 Part of the [Commercial Law Commons](#), [Comparative and Foreign Law Commons](#), and the [Contracts Commons](#)

Recommended Citation

Gray, Whitmore. "Contract Interpretation and the Uniform Commercial Code." *Int'l Bus. L. Bull. (Tokyo)* 87 (1969): 2-9.

This Article is brought to you for free and open access by the Faculty Scholarship at University of Michigan Law School Scholarship Repository. It has been accepted for inclusion in Articles by an authorized administrator of University of Michigan Law School Scholarship Repository. For more information, please contact mlaw.repository@umich.edu.

毎外商事法務

UCCにおける物品の売買(Ⅲ)

UCCにおける契約の解釈(1).....ウィットモア・グレイ...(2)

「南北問題」と国家契約

——石油開発契約に関連して——.....松井 豊...(10)

カナダにおける会社設立(Ⅱ).....酒巻 俊雄...(18)

■アメリカ会社法の手引(30)■

解 散(2).....長浜 洋一...(24)

<資 料>

輸出船に関する国際協定と今後の問題点.....(28)

——OECD理事会決議を中心に——

■最近のアメリカ反トラスト法の動向■

ニクソン政権の反トラスト法施行方針.....(34)

Sep. 1969

87

昭和44年 9月

the IBL Bulletin

C O N T E N T S

Contract Interpretation and the UCC	Whitmore Gray... 2
Developing Countries and State Contract	Yutaka Matsui...10
Formation of Corporation in Canada	Toshio Sakamaki.....18
An Introduction to American Business Corporation Law...Yoichi Nagahama.....	24
International Agreement for Export Ships and Its Future Related Problems	28
President Nixon's Antitrust Enforcement Policy	34

UCCにおける契約の解釈（1）

ウィットモア・グレイ

ミシガン大学
ロー・スクール教授

訳：林

もり たか
司 宣

法政大学講師

I 契約解釈に関する基本原則

契約の解釈の問題は、われわれの勉強しているもののうちでおそらく最も複雑であるが、しかし最も重要な部分であろう。

弁護士が関係するほとんどのケースにおいて、契約の成立ないしは適正な書面の作成の問題はそうしばしばおこらないと私は思う。また、契約違反に対する救済が必要とされるに至るのは、契約に基づく取引のほんのわずかな一部分にしかすぎないが、これについてはVで述べよう。大多数の場合に最も起り易い種類の問題は、「解釈」に関係するものである。すなわち、合意された契約条項が何を意味するか、または、当事者がとくに引きうけたもののほかにいかなる義務が存在するか、という問題である。

すでにみたように、UCCは、契約の成立の問題といかなる合意が裁判上強制力を有するかの問題については比較的わずかな規定しか設けていない。また、UCCは救済に関してはかなり完全な一連の規定をおいているが、なお多くの重要な救済問題が未解決のままであるということについては、Vでみる通りである。

以上の諸分野とは対照的に、解釈の分野においては、UCCは、一般的なものも、特殊なものも含めて非常に多様な規定を設けている。われわれはここでは、これらについてみることにしよう。事実、現代アメリカ商法に対するUCCの主要な貢献は、それが裁判所に対してより大きな解釈の巾を与え、かつ同時に裁判所に対し多くの有用な解釈原則を提供したことにある。

われわれは、まず解釈についてのUCCの一般

的規定のいくつかをみることから始めよう。そのあとで、今は時間のあるかぎりUCCのできるだけ多くの詳細規定をカバーすることにしよう。

裁判所が直面してきた最も基本的な問題の一つは、契約の解釈に関連していかなる種類の取引慣行（慣習）が証明されるかということであった。裁判所は常に、契約を商取引慣行に照してみると言っていた。しかし私は、判例は必ずしもこのことを完全には証明していないし、また多くの裁判所はこれを押し進めて商慣行のために契約の明白な意味——つまり、素人にとってそれが意味すると思われるもの——を変更させることは嫌がってきたということがいえると思う。

UCCは、このような裁判所の消極性を、1—205条において、取引慣行が正確に何を意味するかをやや細かく規定することにより、また人々が契約義務の内容を判定するために取引慣行に頼ろうとする場合にそれに何らかの保護を与えることにより、回避しようとしている。本条に対するコメントは、特に有用であり、私は、「法」と商慣行との関係に対するUCCの態度についての一般的な理解のためにもこれをすすめたい。

UCCは当事者に、契約の明文条項中にできるだけ多くの事項をそう入するよう強くすすめている。このことはわれわれが、いくつかの条文を細かくみてゆく際に、たびたびみることであろう。UCCは確かに、明白な条項と同法典が解釈のために提案する他のいかなる原則との間にも不一致が生じたならば、まず、契約の条項を第一のものとしている。1—205条4項は、契約義務に対してその淵源に段階を設け、われわれにこれらすべてを満足させるように指示している。まず第一に、明

示的な条項が、第二に当事者間の以前の取引経過が、そして第三にその業界の慣行がくる。(ここで1—205条にはあげられてはいないが、私は、以上の段階には2—208条にあげられているもう一つの項目が追加されてしかるべきだと思う。それは、当該特定契約の下における「履行過程」であり、これは、「取引経過」および「当該業界の慣行」に優先する。)

一つの例として、たとえば、契約中に解釈を要するようなあいまいな記載事項がある場合、最も重要なことは、その契約について当事者が言った事柄であり、次いでその特定条項についてUCCが定めていることである。そのつぎに重要な解釈技術は、両当事者がその契約に基づいて実際に行なったことを見ること、つまり、同契約のコンテキストにおいて当該条項が意味するものを彼らがその履行過程において明らかにしたかどうかを見ることである。(前にも述べたように、この行為は両当事者が契約を変更したかどうか決めることと、しばしば区別し難い。というのは、2—208条3項によればこの履行過程は履行と相矛盾するいかなる条項の放棄または変更をも立証することにも関連してくるからである。)

その次に、われわれは、当該事項の意味が明確にされているかを見るために両当事者間の過去の取引を調べる。例えば、もし両当事者がニワトリの売買のための一連の契約を有してきており、彼らが常に、ある種のニワトリが契約を満足させることを受け容れてきた場合には、そのような品種が、彼らが次に結ぶ同様の契約において「ニワトリ」の意味するものにほかならない。

最後に、当事者がその使用する文言で何を意味せんとしたかを決定するために、その業界の慣行によることが可能である。この方法は、裁判所にとって若干の非常に困難な問題を生ぜしめる。というのは、裁判所はいかなる程度、これら各当事者をその一般的商慣行に結びつけ得るか、また結びつけるべきかを決定しなければならないからである。一般的には、われわれは、当該当事者が実際にその業界に属すること、または彼がその商慣行を知っているべき理由があったこと(ないし

は、彼がその業界に属していたかのごとき印象を他の当事者に与えていたこと)が完全に明白でない限り裁判所はそうしないであろう、と言えると思う。

しかしながら、たとえ裁判所が当事者のある商慣習に結びつけること、あるいはまたこの契約を商慣行に照らして解釈することが妥当であるとみなしたと仮定しても、依然、特定の状況の下において実際にその商慣行が何であるかを決定する問題が残るのであり、これは非常に困難な問題となることがある。例えば、ごく最近のUCC上のケースにおける争いにおいて、「ニワトリ」という言葉の意味が問題になった。スイスの買主とアメリカの売主は、ニワトリという言葉についてスイス市場での「商慣行」または、アメリカ市場でのそのいずれが支配的であるかについて、それぞれを主張し得たのである。こうしてわれわれは、このケースにおけるように、もし一つの商慣行がみつかるならばそれを適用するのが適当であるが実際には、両当事者とも縛りつけ得るような統一した商慣行を見出し得ないような場合にぶつかることがあるのである。

UCCが裁判所に対して(コメントにおいてのみではあるが)示唆する一般的慣行の規定は、大多数の真面目な取引者により一般的に使用されている事柄である。これは、非常に漠然とした基準であり、確かに裁判所に対して、ある種の慣行が存在するか否かを決定するのに大きな自由裁量を与えることであろう。1—205条もまた、そのような慣行が書面による取引準則(trade code)の形に表現されていてもよいことを示唆しているが、そのような場合の書面の解釈はやはり裁判所の仕事である。(一つの実際的な注をつけ加えるならば、たとえ諸君が特定ケースをカバーすると思われる慣行のある取引準則中に見つけたとしても、諸君は、なおそれが慣行だということをアメリカの裁判所において証明し得ると絶対的には確信することができない。アメリカの訴訟手続においては、通常、証言の一部として取引準則を利用し得るような老練な証人を使うのであるが、それでもなお、その証人の言うことを裁判所に信じさせるこ

とは困難なことである。通常の場合、各当事者に老練な証人がつき、それぞれが、その業界における相矛盾する慣行、または当該取引準則中に規定された特定取引慣行の相矛盾する解釈を証言するのである。)ではここで、UCC 自体が取り入れている取引準則ないしは取引辞典についてお話ししよう。UCC は2—319条以下において多くの商事契約中にあらわれる可能性のあるいろいろな用語を取り上げ、定義している。諸君はこれを非常に注意深く勉強し、これらの定義を覚えるべきであると私は思う。というのはこれらは、これら用語が契約中に使われる場合、それとは異なる定義が実際に契約中に明記されていない限り、裁判所がとらなければならない意味だからである。2—319条の出だしは、「取引慣行が他の意味を示さない限り」と言っていることに注目されたい。それ故両当事者は、もし彼らが契約においていかなる他の結果をも得たいと思うならば、異なった定義に合意していなければならないわけである。(諸君が、取引慣行を採用することに合意したことを示し得る可能性は、わずかではあるが存するが、私は諸君はその可能性に頼るべきではないと思う。)

私は、いま時間を費して2—319条から2—328条までの定義をすべて説明することはないと思う。私は、一般に、それらは諸君がこれら用語についての商慣行としてすでに知っていることを明文化したにすぎず、別に驚くに足りないということを見出すことと思う。これら諸規定の主要な機能は、特定用語を解釈しなければならないアメリカの裁判所に対して同一の情報を与えることにある。と言うのは、裁判所は過去においてこれらの技術的な商概念に関して若干困難を有してきたからである。たとえば、ある裁判所は FOB 価格を単に価格上の約款のみに過ぎず、運送については何も言っていないと解釈したことがある。このような誤解は、UCC により訂正される。そこでは通常の商業的解釈がかなり詳細に示されているからである。

それでは「誠実 (good faith)」という用語について見てみよう。これは UCC に具現された一般的概念の一つで、しかも、アメリカ法においては

やや新しいものであるため、とくに重要なものである。1—209条、19項はこれをつぎのように定義している。「『誠実』とは当該の行為または取引において実際に誠意があることを言う。」と。

このような公式化は新しいものであるが、アメリカの裁判所は過去においてしばしば誠実に契約を解釈し、また当事者に誠実の義務を課してきた。たとえば、われわれはすでに権利放棄と禁反言の概念を見てきたが、これらは、契約の履行における誠実観念の具現にはかならない。新しいことは、弁護士が契約当事者に対して新たな義務が課せられることを論証し得る基盤となる一つの一般原則をここで承認したことである。これが人々が見ることが出来、建設的にそれについて考え得るような成文規定の形で条文化されたことは、あるいは意味深いことではないかもしれない。しかし私は、それは、のちに見るようにちょうど不法性条項 (2—302条) の場合がすでにそうであったのと同様に意義あるものと感じている。

では、1—201条19項における誠実の定義をもう一度見てみよう。これは非商人に対する基準を定めている。それはたんに「当該の行為または取引において実際に誠意があること」と言っているにすぎないことに気がつく。それは慎重にも、ある人が合理的でなければならないとか、十分知っていなければならないとか、またはその状況において他の人々が行なうであろうように行動しなければならないとは言っていない。あるアメリカのコメンティターは、これを「誠実な心と空っぽの頭」の基準と表現した。それは、まさに人々が自ら言う事柄を誠実に意図することのみを要求しているだけである。

たとえば、契約中の基準が個人の満足であるならば、それはたんにその個人が、「私はそれを好まない。」と言うとき、彼が誠実でなければならないということのみを意味するにすぎない。つまり、他の誰もが何か他のことを言うだろうということは問題ではない。これには反対の見解があるかもしれないが、私はそれはおそらく彼にいかなる情報をも開示することまで要求してはいないと思う。非商人の買主または売主は、彼の言うことに

については誠実でなければならないが、その取引においてはほとんどの人々が言うであろうようなこと、または客観的に合理的とみなされるようなことを言う積極的義務は彼には課せられていない。

つぎに、2-103条b項の商人についての誠実基準をみよう。それは、「商人に関する場合『誠実』とは実際には誠意があり、かつ、取引における公正な行動に関する商業上の合理的規準を遵守することをいう。」と規定する。これは、商取引においておそらくほとんどの人々が誰に対しても期待したであろうような種類の誠実である。これは裁判所に対し、当事者に対して彼が実際に当該取引において従ってきたものよりも高い基準を課すのに非常に強力な手段を与えることになる。この規定のみでも、UCCの下での商人概念を非常に意味あるものにすることであろう。なぜなら、これは契約取引に裁判所が客観的基準を課すための一つの大きな道具となり得るからである。

裁判所は商人に対し「商人」の誠実基準——つまり、たんに一般にほとんどの人が行なうようなことではなくて、ほとんどの商人が行なうであろうような事柄によって決定される客観的基準——を課すかのように思われる。これはまた、UCCがたんに「誠実」を規定したが、当該当事者が商人である場合にも常にしかりであると思われる。しかしながらこのことはUCC中では必ずしも完全に明白なわけではない。というのは、それはある条文においては商人に対してより高水準の誠実基準を明記しているからである。しかしながら私は、裁判所は、商人が当該行為を行なっている場合にはいつも彼により高水準の誠実の基準を課する結果になるような解釈方式をとることであろうと思う。

一般に契約上の義務はすべてこの誠実の一般的観念により条件づけられているといえよう。しかし不幸にも、この旨のUCC中の規定はただ1-203条のみである。すなわち「この法律におけるすべての契約または義務の履行または強制は、誠実義務に服する。」と。その他の多くの条文は誠実の原則に従った明白な規定の仕方をしていて、そうでないものもあるため、裁判所は上の一

般原則規定をあまり使いすぎることは正しくないと感ずることであろう。

それでは、この誠実の一般観念の一つの特殊な適用例として2-305条をみることにしよう。これらの追加的ないしは解釈的規定は、UCCが特定の場合に誠実をどう解するよう考えているかの例といえよう。同条は実は全体として誠実原則——すなわちわれわれがいったん契約を結ぶならば、その履行を誠実に行なわなければならない、ということ——を述べたものにほかならない。同条は、もし代価が未定である場合には、誠実に代価を定めなければならないとしている。そのうえ、同条中には誠実に履行しなければならない特定の義務が定められている。たとえば2-305条2項で「売主または買主が定めるべき代価とはその者が誠実に定める代価を意味する。」としている。この規定はそのような場合における通常の商慣行を反映するもので、ここで課されている誠実基準もこれを反映すべきである。しかしながらこれは、非商人と商人に別個の基準を課すことには何も触れていない規定の良い例である。非商人は代価をただ正直に(honestly)——つまり他の当事者に対し詐取の意思をもたずして——定めればよいことは全く明白である。しかしながらこれは、非商人間の普通の型の取引ではなく、通常使われるのは商取引においてであることも同様に明白である。ここでは、代価を定める側の商人は、その代価決定に際して業界の公正取引の合理的商業基準を守らなければならない、このことは同条のコメントにおいても明記されている。

これら諸条文の残りのもの、とくに2-308, 309, 310, 311の諸条は、場所、時、支払い、および当事者による履行の細目に関する未定条項について定めている。

もう一つの例として、2-309条をみることにしよう。これは特定時期の条項がない場合と終了の通知について規定している。これは、前にお話したBig Wheelケースのように、多くの契約が契約中に期間について何ら定めることなく結ばれるため、とくに重要な規定である。2-309条1項によれば、もし荷積または配達のため特定の時期

が示されていないならば、その時期は合理的な時期とされている。たとえば、最近のケースにおいて、裁判所は、同ケースが提訴された時までには締約時から一年以上過ぎていたため、合理的時期がすでに経過したと判示している。(アメリカの裁判所はおそらく常にこの結論に達することであろう。なぜなら判決を得るのは普通平均2年から3年遅れているからである。!)

同条第2項は当事者に与えられた具体的権利の良い例で、これはあいまいな契約の「誠実」な解釈の適用であると同時に誠実に行使されなければならない権利でもある。裁判所は自らの誠実基準をそこにに入れて読む完全な自由はない。というのは第3項は終了の権利行使に関連した「誠実」原則の適用を規定しているからである。しかし私は裁判所は、成文法規解釈の若干の経験を積むにしたがって、それを誠実原則全体のものではなくて第2項の下での誠実の例とみなすようになると思う。また最後の第3項は、裁判所に対し、ある合意を「不法性 (unconscionability)」の故に無効とするように言っていることにも注目されたい。これも確かに「誠実」に関連したことである。

では2-306条をみることにしよう。これはとくに誠実義務の言葉が使われている条文であり、裁判所が以前の法の下で有していた多くの特定問題を解決するために意図されたものである。第1項と第2項の下における事実関係はいずれも、コモン・ロー上約因の問題を生ぜしめてきた。第1項は、当事者の一方がたんに、他の当事者の約束とひきかえに、彼のすべての「必要量」をひきうけることまたは彼の全「生産量」を売ることを約束するような契約の場合である。ある裁判所は、当事者が生産量ないしは必要量を有するか否かはその当事者の完全な自由裁量事項であり、それ故彼の約束は有効な約因ではなかったと考えたことがある。UCCは、その義務を誠実の要件を使って規定することにより、すなわち、そのような裸の約束を、その者が善良な商業上の目的のみのためには工場を閉鎖することができるが、契約義務を回避するためにはそうしえないということを意味すると解釈することによって、裁判所を助けようと

している。

第2項もこれとよく似た約因問題を扱っている。排他的取引契約において、代理人は、ときどき生産品の販売を促進するいかなる明示的約束も行わず、ある裁判所は彼はいかなる有効な約束もしなかったと判示した。UCCは、以前の若干の先駆的ケースに従って、最善の努力を約束するものとの推定を定めている。

では、両当事者が契約中で合意した事柄を変更するために実際に誠実原則を使用している二つの条文——2-614条と2-615条——に移ることにしよう。2-614条においては、合意ずみの運送方法のある面が商業上実行困難になるような場合、当事者の義務は誠実の基準に従って変更される。この規定には誠実という語は使われていないが、UCCは、彼がこの履行不能性に頼ることはできず、もし可能であれば代替的履行を提供しなければならないとしている。(そしてこれは受領されることを要する。)「誠実」原則は、特定の規則の中に表現され、「商業的合理性」によって制約されているが、それは明らかに同規定の背景にあるものである。

2-615条は前提条件を欠くに至った場合の免責について定めている。

それは履行が実行困難となった場合の一般的救済方法を定め、一部分で、いかなる「誠実」な行為が要求されるかを規定し、さらに何が「公正で合理的」であるかについての基準をつけ加えている。

私はこれら双方の条文に含まれている条項のひとつについて、それが若干の翻訳上の困難を伴うと思われるため、注目をひいておきたい。おそらく諸君からも同様な概念をもっているであろうが、UCCは注意深くも「不可能 (impossible)」と言わずに「実際に行なわれ難い (impracticable)」と言っている。つまりそれは、実行しえないようなことと、健全な商業的判断の下では人々が行なわないであろうようなこととを区別しているわけである。これは契約の経済的不能であって、事後に起こる履行不能ではない。

これら諸条項は、不幸にして部分的解答しか定

めていず、2—615条に付されたコメントは、明白に定められていないような他のケースについての解答を求めるには UCC の一般的ポリシーにもとづくよう裁判所に示唆ないし要望することをやや詳しく述べている。これはわれわれが UCC のあちこちで見出しうること——すなわち条文自体が正当化していると思われる範囲から一步出たコメント——のよい例である。しかしながら、条文のコメントは、なお裁判所が事件を処理する仕方に影響を及ぼし、そしてこの場合裁判所に対して、2—615条の原則をアナロジーによって他の状況にも適用するようすすめることであろう。残念ながらこの改良された原則でさえも明確には定められていず、当該契約で当事者がいかなる不能または実行困難性のリスクをひきうけたかを個々のケースにおいて決定する基本的問題を回避してはいない。2—615条を適用することの基本的決定には、両当事者が契約作成にあたり期待したような事柄をすべて完全にしらべることを要する。なぜならば、2—615条の下での免責は、事態が明らかに両当事者が契約締結時に予見しなかったようなものであることが判定されてはじめて可能となるからである。

たとえば、もし当事者が、ある特定船便を利用しうるか否かについて若干疑いがあるにもかかわらず絶対にもその方法により輸送することを合意したとするならば、おそらく彼は事後の履行不能発生リスクを負ったことになる。このような売主の義務の軽減可能性は、契約中の規定で防止することができることも明らかである。この一番良い方法はおそらく2—615条の適用を排除する明文の条項を設けることであろう。

2—615条はたんに売主のみについての規定であることは指摘しておいてしかるべきである。そして買主には、一般的「誠実」原則によるものを除いては、これに対比する何らかの保護が存するか否かは全く明らかでない。伝統的コモン・ロー原則も利用しえようが、不幸にしてそれは非常に原始的な発達状態にしかおかれていない。

それでは、不法性条項 (unconscionability clause) に進むことにしよう。これは UCC の最も劇的な

改革の一つであり、多くの論評をまきおこした。ただし今日までのところ具体的なケースは少数しかおこっていない。おそらく重要なことは、この規定が一般的義務と解釈に関する諸条文のいちばん最初におかれていること、またそれ故に裁判所による契約解釈にさいしての基本的考慮事項と意図されているように思われることである。その重要性はまた、当事者がその利益を請求する必要がないとの規定により強化されている。つまり裁判所はもし不法な条項をみつけるならば自らの発意で行動しうるのである。この条文全体はつぎのように定めている。

2—302条 不法な契約または不法な条項

(1)法律問題として裁判所が、契約または契約中のいずれかの条項を、契約締結の時ににおいても、不法なものであったと認めるときは、裁判所は契約の効力を否認することもできるし、不法な条項を除いた契約の残余の部分履行させることもできるし、または、不法な結果を避けるため、不法な条項の適用を制限することもできる。

(2)契約もしくは契約のいずれかの条項が不法であるとの主張が裁判所に対してなされたとき、または裁判所がそのような疑いがあると認めるときは、裁判所は、当事者に、その決定に資するような当該契約の取引上の背景、目的および効果に関する証拠を提出する適当な機会を与えなければならない。

裁判所が、いったんある特定条項を不法なものと判断した場合に有する非常に広範な救済方法に注目されたい。裁判所はまず最初に当該不法条項自体の適用を制限しうる——つまりその適用を不法な効果を避けるように限定しうる。裁判所はまた契約中の不法条項を除いた残りの部分を履行させることもできるし、あるいはまた契約全体の効力を否認することもできる。不幸にして、UCC は裁判所に対し、これらの手段のいずれをとるかをどう決定するかについては何の示唆をも与えていない。これはとくに第2の可能性、つまり不法な条項を除いた残りの部分を履行させることに関連してとくにやっかいになる。少なくとも一方の当事者は、裁判所が不法だと判定するような特定条項が存しなかったならば残りの部分にも合意しな

かったであろうということが十分考えられるからである。コモン・ロー上の先例においては、契約中の罰則条項について裁判所はちょうどこのようなことを行なった。たとえば、不履行の場合には違反した側の当事者は1,000ドルの罰金を支払うべしとの契約中の条項は、コモン・ロー裁判所によってはけっして強制されることはないであろう。ある場合には、われわれはそのような条項を「罰則」とよぶ代りに「確定損害賠償額条項 (liquidated damages clause)」とよび、その額をわれわれが契約締結時に予見しうる違反に対する予測賠償額に結びつけることによって強制力をもたせることができる。当事者はもし罰則条項の保護がなかったならば契約を結ばなかったであろうという趣旨の議論は、裁判所には無視されてきた。われわれは、この問題についてUCCからもっと指針を期待しえたであろう。というのは、このようにして落される可能性のある条項の数は、2—302条の下に非常に拡大されているからである。

これまでわれわれは、裁判所が与える三つの救済方法のすべての例を事例を通じてみてきた。しかし主たる問題は、ある契約中のいかなる種類の条項ないし規定を裁判所が不法と考えるかをいかにして判断するかである。UCC自体にはいかなる不法性の基準も定められていない。われわれはすでに、若干の具体的規定において「不法性」に言及しているのを見てきたし、またこれらについてはもう少し後にお話しようと思う。しかしながら、2—302条自体はいかなる定義もまた例もかかげていない。

法学の方法の問題としては、われわれは、不法性というのは裁判所がそれぞれのケースにおいて先例の指針なくしてあらゆる事実と状況にてらして答えてゆくべき個々の問題とされていると考えることもできよう。だが、実際的な問題としては、私は、コモン・ローの考え方は——あるいはおそらくは同様の規定をもつ大陸法系諸国の経験ですらも——そのような結果をわれわれに期待させるようなことはないと思う。より可能性の強いものは、何が不法であるかについての何らかの基準を裁判所がその判決に沿って発展していくとい

うことである。たとえば、アメリカの有名な判事の一人、コロンビア地区上訴裁判所の Skelly Wright は、UCC が直接には適用されなかったが言及はされたあるケースにおいてつぎのような「不法性」の一般的定義を示した。

「不法性とは一般に、他方当事者にとって不合理なほどに有利な契約条項をさすとともに、一方当事者にとっての意味ある選択の欠如の場合を含むと理解されてきた。特定のケースにおいて意味ある選択が存するか否かは当該取引をめぐるあらゆる状況を考慮することによってのみ決定され得る。多くのケースにおいて、選択の意義は交渉の力の大きな不平等により否定される。契約が結ばれた仕方もこの考慮に関係する。契約の各当事者は、その明白な教育水準ないしは不教育にかんがみ、当該契約条項を理解する合理的機会を与えられていたか、また重要な条項が細かい活字の迷路の中にかくされ、人を欺くような売買慣行によって意義を減ぜられるようになってはいないか。元来、その条項を十分知らずしてある契約に署名するものは、彼が一方のみに有利な取引に入るリスクを負うものとされることがあった。しかし、交渉の力の小さい——それ故ほんとうの選択をほとんど有しない——当事者がその条項をほとんど、あるいは全く知らずして商業上不合理な契約を結ぶような場合、そのような同意が——あるいはまた彼の同意の客観的表現さえも——すべての条項についてなされたということはほとんどありえない。そのような場合においては、合意条項は問題にしてはならないとの通常原則は放棄され、裁判所は契約条項があまりに不公正であるため強制力を否定すべきかどうかを考えるべきである。」

私は、裁判所があげた上のような一般的説明は、もし2—302条を契約法に対する「公正さ (fairness)」の基準の導入を意図するものとみなすならば、別段おどろくに足りないと思う。この条文がそれを採用しようとしたいくつかの州議会で討議されているさい、これはアメリカ法に公正の一般基準を導入しようとするものではないということ

がいつも強調された。そのためにいつもひきだされた例は、極端に苛酷であるか欺罔的な規定であって、通常の契約関係における当事者の交渉力からくる交換のノーマルな不均衡にあらわされる不公正さ (unfairness) だけのものではなかった。とくに、この原則は、ある取引の価格の公正さを判断するチャンスを裁判所に与えるものではない——すなわち裁判所は当該商品の価値と当事者がそれに対して支払った代価をしらべてその公正さについて自らの判断を下すことはない——ということがしばしば言われた。

実際に裁判所がおこなったことは、ある成文法の特定の文言のもとで何がおこるかについての予言がいかに信頼できないかを示す良い例となった。というのは実際に2—302条にもとづいて判断された初期の多くのケースにおいては、裁判所は取引の価格や信用条件の公正さをしらべたからである。またたとえ意味ある選択の欠如は少なくとも「不法性」を構成するのに十分でありうるという趣旨の一般原則がのべられたことさえあるが、これはもし一般的に受け入れられていたならばコン・ローにおける非常に大きな変更をなしていた

ことであろう。傾向をつかむにはまだ尚、早いかもしれないが、この方向への動きは確かに開始されている。私は、もう一つコメントを加えておこう。

現実の「公正さ」までいかなくとも「公開」を成文法上要件づける動きは、2—302条の下におけるケースにおいて明白であるのみならず、アメリカにおける他の現在進行中の諸立法においてもしかりである。たとえば、連邦議会はラベルおよび包装についての真実性を要求する措置法を通過させ、またちょうど貸与において真実を要求する法案も通したばかりである。後者は、ある者が種々の信用取引においてどれだけ支払うことになるかを正確に比較しうるように、信用条件についての非常に詳細な記述を要求している。統一州法委員会 (Commissioners on Uniform State Laws)——UCC を起草し、各州においてそれを制定させたと同じ機関——は、現在新しい法典すなわち統一消費者信用法典 (Uniform Consumers Credit Code) を準備したが、これはアメリカにおける消費者信用の規制をさらにくわしくカバーしている。

米国統一商事法典 (UCC) における物品の売買 (目次)

米国法における UCC の位置 (7月号通巻85)

- I どのような取引に UCC が適用されるか …… 3
- II 「売買」のどの部分に UCC が関係するか …… 5
- III UCC の制定は商人にとって新しい商法ができたことを意味するか …… 8

UCC における契約の成立 (8月号通巻86)

- I どのような行為によって契約が成立するか …… 2
- II 契約上の義務はどのようにして変更されうるか …… 5

- III 契約成立につき、どのような書面が有用または必要とされ、またどのような書面が危険であるか …… 8

UCC における契約の解釈(1) (9月号通巻87)

- I 契約解釈に関する基本原則 …… 2

UCC における契約の解釈(2) (10月号通巻88)

- II どのような言葉または行為が契約上の義務の変更または終了をもたらす効果をもつか …… 2

UCC における契約不履行に対する救済

(11月号通巻89号)